
AMT/NEWSLETTER

Energy

2026 年 1 月

国内外における気候変動／カーボン・クレジット関連規制の最新事情 —日本版排出量取引制度(GXETS)の整備等を踏まえて—

弁護士 宮川 賢司

弁護士 高田 慧 /弁護士 香川 遼太郎 / 弁護士 新庄 紗

弁護士 青木 友貴 / 弁護士 岩切 太輝 / 弁護士 大塚 ゆきの / 弁護士 島 嶽 / 弁護士 新保 裕太郎

Contents

I. はじめに

II. 日本国内における動向

III. 海外における動向

IV. おわりに

I. はじめに

2025 年 1 月の米国トランプ政権の誕生により脱炭素(カーボンニュートラル)重視の考え方と化石燃料重視の考え方が再び交錯しているが、脱炭素(カーボンニュートラル)又はグリーン TRANSFORMERS (GX)について狭義の気候変動対策ではなく中長期的な成長戦略の一環だと考えれば、脱炭素の潮流は EU 及び日本を中心として止まらないものと考えられる。この点、例えばわが国では 2025 年改正 GX 推進法という立法措置により企業の脱炭素投融資を促進する各種の仕組みが導入される予定であり、また COP30 等の国際会議では気候変動分野において中国が国際的な議論をリードしつつある。2025 年 10 月に発足した高市政権では大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議¹を設置しメガソーラーのうち不適切事案に対する法的規制の強化等に関する方針²を打ち出しているが、一方で 2025 年 12 月 22 日に開催された GX 実行会議(第 16 回)³においては、「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指す取組」として GX の重要性を再確認しており、わが国における GX の潮流は止まらないものと思われる。短期的には、これまでの化

1 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/megasolar/index.html>

2 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/megasolar/pdf/countermeasure_summary.pdf

3 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaiji/dai16/index.html

石燃料をベースとする経済が維持されるものの、中長期的には再生可能エネルギーを中心とする脱炭素経済(グリーン経済)の規模が拡大していくものと考えられ、わが国の企業としても国内外における脱炭素経済(グリーン経済)のマーケットシェア拡大を成長戦略の一つと位置付けることが考えられる。

本ニュースレターでは、国内外の気候変動・カーボン・クレジット関連規制を概観しつつ、日本企業にとっての留意点を概説する。

II. 日本国内における動向

1. 日本版排出量取引制度等

2025年5月28日、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」が改正され(以下「2025年改正GX推進法」という。)、2026年4月1日より、EUETSに類似する義務的な制度としての日本版排出量取引制度(GX-ETS)が実施されることとなった。本項では、2025年改正GX推進法におけるGX-ETSの概要、排出量取引制度小委員会(経済産業省)でのGX-ETSの詳細に関する議論、カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方に係る検討会(金融庁)における議論の概要を紹介する。

(1) 2025年改正GX推進法によるGX-ETSの概要

2025年改正GX推進法(以下I.(1)において「法」という。)は、EUETSと同様に、わが国の企業のうち一定以上の温室効果ガス(以下「GHG」という。)を排出する企業(300社から400社程度)に参加義務を課すものであり、わが国におけるGHG排出量の60%近くがカバーされる見込みである。現在は関連する内閣府令や政府指針等が未公表であるため詳細が不明な点もあるが、GX-ETSの概要は下表のとおりである。

項目	内容
① GX-ETSへの参加の義務化	<ul style="list-style-type: none">直近3年間平均のGHGの直接排出量(いわゆるスコープ1排出量)が二酸化炭素換算で年間10万トン以上の事業者(以下「多排出企業」又は「脱炭素成長型投資事業者」という。)は、GX-ETSへの参加が義務付けられる(法33条等)。
② 排出枠の無償割当	<ul style="list-style-type: none">多排出企業は、経済産業大臣より、業種特性も考慮した実施方針(以下「本実施指針」という。)に基づき脱炭素成長型投資事業者排出枠(以下「排出枠」という。)を無償で割当てられる(法34条)。
③ 排出枠の取引	<ul style="list-style-type: none">排出枠は、市場で取引ができる(法38条)⁴。排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、GX推進機構⁵が排出枠取引市場を運営する(法77条、111条等)⁶。多排出企業等の投資判断のための予見可能性の向上と国民経済への過度な影響の防止等のため、排出枠の上下限価格が設定される(法39条、40条、117条等)。
④ 未償却相当負担金の納付義務	<ul style="list-style-type: none">多排出企業は、排出枠を超えてGHGを排出した場合、未償却相当負担金を支払う義務を負う(法41条)。

⁴ 制度対象者に加え、排出枠について一定の取引経験を有する取引業者や、制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者にも市場参加が認められる。

⁵ <https://www.gxa.go.jp/>

⁶ この排出枠取引市場と他のカーボン・クレジット市場(例えば、東京証券取引所が運営するカーボン・クレジット市場)がどのように連動するかが注目される。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 未償却相当負担金の額は、以下の式で計算される(法 41 条)。 〔未償却量×参考上限取引価格×1.1〕
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 排出枠の帰属は、排出枠口座簿の記録により定まる(法 46 条)。 ■ 排出枠の譲渡は、振替により譲受人の口座に排出枠の増加の記録を受けなければ効力を生じない(法 51 条)。 ■ 排出枠の増加の記録を受けた法人等保有口座名義人又は GX 推進機構は、悪意又は重過失があるときを除き、当該排出枠を善意取得することができる(法 54 条)。 ■ 現状、排出枠について質権設定禁止の条文は設けられていない⁷。

上記のように、多排出企業は、無償割当を受けた排出枠を超えた GHG を排出した場合、市場で排出枠を調達する(上表③)か、未償却相当負担金を支払う(上表⑤)といった経済的負担を強いられることとなる。多排出企業としては、これまでのビジネスモデルを継続した場合に発生する上記のような経済的負担を加味した上で、より GHG 排出が少ない脱炭素型の技術やサービスに投融資をしやすくなったといえる。

(2) 排出量取引制度小委員会⁸

多排出企業に割り当てられる排出枠は、本実施指針に基づいて決定されるため本実施指針の具体的な内容が重要となる。この点、排出量取引制度小委員会(以下「本小委員会」という。)において本実施指針の具体的な内容に関する論点について議論が行われ、2025 年 12 月 19 日、①「脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針に関する意見」及び②「令和 8 年度の参考上限取引価格及び調整基準取引価格に関する意見」が公表された⁹。本ニュースレター執筆時点までで公表されている資料を踏まえると、本小委員会での議論の要点は以下のとおりである。

- 排出枠の算定方法については下記 2 方式があるが、特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心にベンチマークを定め、これに基づいて企業ごとの割当量を算定する①ベンチマーク方式が原則とされ、「ベンチマークの設定が困難な業種」についてのみ②グランドファザリング方式の利用が認められる。
 - ① ベンチマーク方式=同業種内の上位 X% 水準の排出原単位をベンチマークとして設定する方式
 - ② グランドファザリング方式=個社における過去の排出実績をベースに設定する方式
- 「排出枠の割当ての実施指針」策定にあたり、以下の事項が考慮される。
 - ① 早期の削減努力:制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を勘案して、割当量を加算する。
 - ② 製造拠点の国外移転のリスク:国外移転の可能性がある財(貿易財)の製造業に属する事業者について、収益に占める排出枠調達コストの割合を考慮して割当量を加算する。
 - ③ 研究開発投資の状況:前年度に実施した GX 関連の研究開発のため投資額に応じて、割当量を加算する。
 - ④ 活動量の変動等:事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減(おおよそ±7.5% の範囲)が生じた場合には、割当量を調整する。
- GX-ETS において、排出枠以上の GHG を排出した多排出企業は、排出枠以外のいわゆる外部クレジットとして、

⁷ 京都クレジット(算定割当量)及び JCM クレジット(国際協力排出削減量)について質権設定禁止の規定がある(地球温暖化対策の推進に関する法律 51 条、2024 年改正温対法 57 条の 13)のに対し、2025 年改正 GX 推進法では、現状、排出枠について質権設定禁止の条文は設けられていない。各種カーボン・クレジットを担保とする担保融資・プロジェクトファイナンス等が拡大していく可能性もあるため、カーボン・クレジットの担保化に関する議論が注目される。

⁸ 経済産業省 産業構造審議会イノベーション・環境分科会「排出量取引制度小委員会」

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/index.html

⁹ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/emissions_trading/20251219_report.html

」クレジット¹⁰・JCM クレジット¹¹であれば GHG 実排出量の上限 10%まで利用できる見込みである¹²。

- 2026 年度における排出枠の上下限価格(GHG 排出量 CO2 換算で 1 トンあたり)は、上限が 4,300 円、下限が 1,700 円が適切であるとの意見が具申された。

(3) カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方に係る検討会¹³

カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方に係る検討会においては、カーボン・クレジットに関する取引インフラの整備の方向性について議論が行われた。その結果が、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラの在り方等に係る検討会報告書」として 2025 年 6 月 20 日に公表されている¹⁴。同報告書の概要は、以下のとおりである。

「カーボン・クレジット」とは、最も広い意味では「GHG 排出削減等に経済価値を付与するもの」を意味するものと考えられ、①GX-ETS における排出枠や、②外部クレジットとしての「クレジット・JCM クレジット・ボランタリー・カーボン・クレジット(VCC)」を含みうる概念である。企業が「カーボン・クレジット取引」に関与する場合、その組成・売却・仲介・購入・自社の GHG 排出とのオフセット(相殺)等の様々な局面で関与する可能性がある。上記報告書を踏まえれば、特にカーボン・クレジットの組成・売却・仲介等に関与する局面において、下記のポイントを意識しつつ十分な対策を立てる必要があると思われる。

- 情報開示について:(i)基準設定・登録簿管理者による情報開示、(ii)取引プラットフォームにおける情報開示、(iii)売主による買主への説明、(iv)買主によるオフセットに係る情報開示といったすべての局面において、取引参加者の意思決定に影響を与えるような情報が十分に開示されることが重要である。
- 利益相反防止について:とりわけ、同一当事者が複数の役割を担っている場合、関連する当事者において利益相反防止措置を適切に講じることが重要である。
- 説明義務について:カーボン・クレジットそのものだけではなく、これを組み込んだ関連商品・トーケン・サービス等を提供する場合においても、組込みの態様や組み込まれたクレジットの商品性について、適切な説明が求められる。
- 取引の標準化について:市場の分断(fragmentation)を克服し、市場を拡大・スケールさせるためにも、取引の標準化(契約書の標準化等)が求められる。
- 情報開示について:既存の開示基準等を踏まえ、オフセットに利用したカーボン・クレジットについて適切な情報開示が推奨される。

10 <https://japancredit.go.jp/>

11 <https://www.env.go.jp/earth/jcm/>

12 2026 年 4 月開始予定の GX-ETS については、2023 年 4 月から開始されている GX リーグとの関係では、GX リーグ第 2 フェーズに相当する。この点、GX リーグ第 1 フェーズ(2023 年 4 月～2025 年 3 月)では、「GX-ETS における適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」(下記リンク参照)において、いわゆるボランタリー・カーボン・クレジット(VCC)の取扱いに関するルールが開示されている。当該ガイドラインでは、パリ協定に基づく我が国の目標(NDC)達成貢献に直結しない VCC(特に Verra、Gold Standard 等の海外 VCC)の利用については、厳格な要件が要求されている。一方、民間取引(いわゆるボランタリー市場)においては、引き続き VCC 取引は堅調に行われており、GX-ETS(GX リーグ第 2 フェーズ)等における VCC の取扱いに関する議論が注目される。仮に GX-ETS(GX リーグ第 2 フェーズ)においても VCC の取扱いについて GX リーグ第 1 フェーズと同様の厳格なルールが発表されたとしても、企業としては例えばスコープ 3GHG 排出(いわゆるサプライチェーン排出)や海外拠点との関係では、当該厳格なルールを離れた柔軟な運用が認められる可能性がある。

<https://gx-league.go.jp/rules/related-documents/>

13 金融庁「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」

https://www.fsa.go.jp/singi/carbon_credit/index.html

14 https://www.fsa.go.jp/singi/carbon_credit/siryou/20250620/20250620.html

2. 開示関連規制

金融庁の金融審議会は、2024年3月29日にサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan)が公表した基準案を土台とし、サステナビリティ情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行うことを目的として、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「サステナ情報開示WG」という。)を設置した。サステナ情報開示WG等における議論の概要は、以下のとおりである。

- 2027年度頃から、東京証券取引所プライム市場上場で時価総額3兆円以上の企業を対象にGHG排出総量の開示を義務化する。サステナ情報開示WGが示したロードマップは以下のとおりである。

開示基準 の適用	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。<input type="checkbox"/> SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、<ul style="list-style-type: none">i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期からの適用開始を基本とし、iii. の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討していく。 <small>(注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。 (注2) 時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値等を参考しつつ、検討。</small><input type="checkbox"/> 経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間とする。<input type="checkbox"/> 有価証券報告書の提出期限の延長については、本WGで引き続き検討していく。
-------------	---

出典：サステナ情報開示WG中間論点整理「サステナビリティ開示基準の適用及び保証制度の導入に向けたロードマップ」(金融庁、2024年7月7日)¹⁵

- 2023年1月31日施行の改正により追加された企業内容等開示ガイドライン5-16-2¹⁶における将来情報の虚偽記載等の責任に関する記載に加え、特にスコープ3排出量の開示について、セーフハーバーを整理すべきである。
- サステナビリティ情報開示の正確性を担保するために、第三者保証制度を設ける。企業に過度な負担を課すことなく、第三者保証制度を円滑に導入するためには、保証の水準は限定的保証¹⁷とし、合理的保証¹⁸への移行の検討は行わない。

3. カーボン・クレジット取引の実務上の課題

(1) 法的性質論

2024年6月27日、金融法委員会は、「論点整理 カーボン・クレジットの私法上の位置付け 法的性質及び帰属・移転の法理を中心に」を公表しており、排出枠以外の外部クレジット(ベースライン&クレジット型のクレジット、すなわちJクレジット等)に関する民事法上の論点が議論されている。同論点整理の概要は以下のとおりであるが、法的性質論から法的論点について結論を出すことが難しいこともあるため、各種排出枠やカーボン・クレジットに関する統一的な法整備が望まれる。

15 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717/02.pdf

16 https://www.fsa.go.jp/common/law/kajii/250221_kajii.pdf

17 ISSA5000において、限定的保証とは、業務実施者が、業務リスクを業務の状況において許容可能な水準まで減少させるが、合理的保証業務より業務リスクが高い保証業務をいうとされている(中間論点整理20頁)。

18 ISSA5000において、合理的保証とは、業務実施者が、その結論の基礎として、業務リスクを業務の状況において許容可能な低い水準に減少させる保証業務をいうとされている(中間論点整理20頁)。

- カーボン・クレジットの私法上の性質は、物権、債権等法律の明文で定められたもの以外の財産権の一種として捉える立場が合理的であると考えられる。
- カーボン・クレジットの譲渡については、口座の記録が権利移転の効力要件となると考えることがこれまでの取引実務等に整合する。
- カーボン・クレジットへの担保設定について、質権設定は現状において公示手段がないことから難しいものと考えられる。もっとも、譲渡担保の設定はできると解されている。

(2) 取引市場の概要

GX-ETS稼働後において、排出枠及びカーボン・クレジットの売却又は購入を望む企業は、下記のような方法により取引を行うことになるものと思われる。但し、今後公表予定の2025年改正GX推進法政省令や各市場の関連規則等により変更される可能性がある。

- 市場取引: GX推進機構¹⁹(排出枠の場合)・東京証券取引所²⁰(Jクレジットの場合)等の取引市場に参加して、排出枠又はカーボン・クレジットの売却又は購入を行うことができる。
- 市場外取引: 現時点において排出枠及びカーボン・クレジットは金融商品等の規制商品ではないため、上記市場取引以外であっても、相対取引において排出枠又はカーボン・クレジットの売却又は購入を行うことができる(但し、排出枠については、取引所集中義務²¹との関係について注意が必要である)。この点、東京証券取引所においては、2026年3月頃から「カーボン・クレジットOTC取引決済サービス」が導入される予定であり、市場外取引を活性化する取り組みとして注目される²²。

(3) 契約雛形等

海外のカーボン・クレジット取引に関しては、例えば、IETA(International Emissions Trading Association)やISDA(International Swaps and Derivatives Association)が契約雛形(英文)を公開しており²³、取引の迅速化及び取引コストの低減に役立っている。わが国におけるカーボン・クレジット取引が活性化することが見込まれる中において、和文及び日本法準拠の取引契約雛形の整備が望まれる。

(4) グリーンウォッシュリスク対応

企業がグリーンウォッシュ(実際は環境改善効果がないにもかかわらず、環境面で改善効果があると称すること)を行うことにより、消費者や投資家が適切な消費や投資の判断を行うことができず、かえって環境問題が悪化してしまうというリスクや、企業としても消費者や投資家からの信頼を喪失するといったリスクが生じる。

欧州では、グリーンウォッシュに特化した規制が進んでいる。2023年3月には、欧州委員会が「グリーン・クレーム指令案」を公表し、環境に関する主張が公認の科学的証拠と最新技術に基づく評価であること、製品やサービスのライフサイクル全体を通じて影響を評価すること、また主張が製品全体に関するものか一部に限定されるものかを明確にすることなどを求めている。同年9月には、EU理事会と欧州議会が不公正商慣習指令(UCPD)及び消費者権利指令

19 <https://www.gxa.go.jp/carbon-trade-levy/>

20 <https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/market-system/index.html>

21 第6回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024年12月4日)「資料3 GX実現に資する排出量取引制度の検討の方向性を踏まえた法的論点の整理」(下記リンク)7頁参照

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/006_03_00.pdf

22 <https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/otc-settlement/index.html>

23 例えは、下記リンク参照。

<https://www.ieto.org/trading-documents>

<https://www.isda.org/book/2022-isda-verified-carbon-credit-transaction-definitions/>

(CRD)の改正で暫定合意した。

わが国では欧州のような包括的なグリーンウォッシュ規制は現状において存在しないが、不当景品類及び不当表示防止法や環境表示ガイドライン(環境省、2013年3月)²⁴等を踏まえて、例えば、「カーボンニュートラル」等の広告を行う場合には、「カーボンニュートラル」を主張する客観的な根拠を固めた上で広告を行う等の対策が必要となる。

III. 海外における動向

1. パリ協定/COP30

2025年11月10日からブラジル連邦共和国のベレンにて、国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)開催された。本年は、京都議定書発効から20年、パリ協定採択から10年という節目の年であり、COP30の議論が世界的にも注目されてきた。

開幕の直前の11月6日には、COP30首脳会議において、森林の保護を目的とした途上国向けの基金である「トロピカル・フォレスト・フォーエバー・ファシリティ(TFFF : Tropical Forest Forever Facility)」が発足している²⁵。

メタン排出の削減については、グローバル・メタン・プレッジ(GMP)の下で、化石燃料セクターなどを中心にメタン排出抑制を強化することが確認された。最新のメタン排出に関する報告書²⁶も公表され、2030年までに排出を30%削減するというGMPの目標達成に向けた進捗と残された課題が明らかにされた。

会期の末には、グローバル・ムチラオ決定(Global Mutirão)²⁷を中心とするベレン・ポリティカル・パッケージ(Belém Political Package)²⁸が採択された。グローバル・ムチラオ決定には、NDCや長期戦略を未提出の国々に対し、その早期提出を促す文言が盛り込まれ、さらに、加盟国間でのNDCの実施を加速するための実施支援の枠組みとして「Global Implementation Accelerator」や「Belém Mission to 1.5」の立ち上げが決定された。ベレン・ポリティカル・パッケージには、公正な移行メカニズムの検討を進めることや、資金の流れを低排出型かつ気候に対して強靭な発展に向けた方針に適合させることを規定したパリ協定2条1(c)の議論を促進するためのハイレベルラウンドテーブルを行うことが盛り込まれた。一方で、化石燃料の段階的廃止に関する明確な義務は合意文書に盛り込まれず、多くの国がこの点を批判している。

また、特に注目されたのが、ブラジルが提案したオープン・コアリッシュ・コンプライアンス・カーボンマーケット(Open Coalition on Compliance Carbon Markets、以下「OCCCM」という。)の発足である。このOCCCMは、各国の排出量取引制度(ETS)間の相互利用可能なクレジット取引を推進することを目的とする。異なる制度間で共通基準を整備し、透明性・信頼性を確保した上でカーボン・クレジット市場の流動性が高めることが期待される²⁹。

24 <https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/ecolabel/guideline/>

25 <https://cop30.br/en/news-about-cop30/over-usd-5-5-billion-announced-for-tropical-forest-forever-facility-as-53-countries-endorse-the-historic-tfff-launch-declaration#:~:text=Today%20at%20the%20COP30%20Leader%20Summit%20in%20Bel%C3%A9m%2C,to%20mark%20this%20milestone%20in%20global%20environmental%20finance.>

26 <https://www.unep.org/resources/report/global-methane-status-report-2025>

27 <https://unfccc.int/documents/654389>

28 <https://unfccc.int/cop30/belem-political-package#:~:text=In%20his%20letter%20to%20Parties%20on%20November,package%3A%20swiftly%2C%20fairly%2C%20and%20with%20care%20for%20all>

29 OCCCMは、例えばEUETSとUKETS等、それぞれの法域又は国で運営されている排出量取引制度(ETS)間の相互利用可能なクレジット取引を推進することを目的とする。例えば、GX-ETSの対象である多排出企業同士が排出枠を売買することはGX-ETS内部の話なのでOCCCMの議論は影響されないものと考えられる。但し、GX-ETS市場に対して海外からの投資を呼び込む等、クロスボーダーな投融资を促進する観点から、OCCCMとGX-ETSが今後どのように発展していくかが注目される。

2024 年に開始された国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議(COP29)では、パリ協定 6 条の詳細な運用ルールについて合意³⁰がなされ、同条に基づくメカニズムの完全運用化が実現した³¹。COP30 では、パリ協定 6 条に基づく国際協力の制度化が改めて焦点となり、6 条 2(国家間の排出削減量の移転)と 6 条 4(国連管理型の市場メカニズム)を巡る実装・運用の枠組み整備が確認された。これにより、従来のクリーン開発メカニズム(CDM)に代わる新たなグローバル炭素市場メカニズムの基盤が着実に強化されつつある。CDM については、その機能を順次停止することが決定された。

2. 米国の動向(第二次トランプ政権)と日本企業への影響

(1) 米国の動向(第二次トランプ政権)

2025 年 1 月 20 日、第二次トランプ政権が発足した。気候変動対策を優先事項として掲げてきた前バイデン政権の方針を大きく転換し、第二次トランプ政権では、気候変動関連の規制を体系的に撤廃し、化石燃料の生産を促進する政策を推進している。

ア パリ協定からの再度の離脱

第一次トランプ政権において 2020 年に 11 月にパリ協定から脱退したもの³²、その後のバイデン政権下において 2021 年 2 月に米国はパリ協定へ再加入した³³。トランプ大統領は、第二次政権の就任日当日たる 2025 年 1 月 20 日に、再度のパリ協定からの脱退を指示する大統領令に署名した³⁴。

イ 規制緩和と化石燃料の推進

第二次トランプ政権は一貫して、化石燃料の利用を通じた「エネルギー自立(energy independence)」を最優先課題とし、環境規制の大幅な緩和を積極的に進めてきた。2025 年 1 月には、「国家エネルギー緊急事態(national energy emergency)」を宣言し、連邦政府所有地での掘削を迅速化するなど、石油・ガス生産の加速を目的として環境審査の手続を回避する措置を打ち出した³⁵。また、化石燃料の採掘に関する規制を緩和し、クリーンエネルギー関連の取り組みを制限することを目的とした多数の大統領令を発出している。

ウ クリーンエネルギーへの攻撃

第二次トランプ政権は、車両の排出削減や電気自動車の普及促進など、クリーンエネルギー関連の取り組みに対して批判的な姿勢をとってきた。また、風力や太陽光を含む再生可能エネルギー事業に対する連邦税控除や補助金の縮小・廃止を進めている³⁶。さらに、トランプ政権は洋上風力発電への圧力を強めており、9 件の既認可プロジェクト(総発電容量約 12.5GW、約 500 万世帯分の電力相当、約 9,000 人の雇用創出見込み)が、現在停止・調査中又は中断されている³⁷。

30 <https://unfccc.int/documents/643663>

<https://unfccc.int/documents/643666>

<https://unfccc.int/documents/642623>

31 https://www.env.go.jp/press/press_04099.html

32 <https://www.bbc.com/news/science-environment-54797743>

33 <https://2021-2025.state.gov/the-united-states-officially-rejoins-the-paris-agreement/>

34 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/putting-america-first-in-international-environmental-agreements/>

35 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/declaring-a-national-energy-emergency/>

36 <https://www.williamsmullen.com/insights/news/legal-news/one-big-beautiful-bill-amends-renewable-energy-tax-credits-summary-key>

37 <https://www.theguardian.com/us-news/2025/sep/24/trump-wind-power-threats-homes>

工 気候科学の検閲や弱体化

第二次トランプ政権は、気候科学の検閲や弱体化を行っているとの批判を受けています。政権発足からわずか 1 か月で、米環境保護庁(EPA)と米海洋大気庁(NOAA)の職員を大量解雇し、主要事業の予算を削減し、「エネルギー支配(Energy Dominance)」を優先するリー・ゼルディン氏を EPA 長官に任命した³⁸。また、トランプ政権は、米国政府の重要な気候危機報告書を掲載していたウェブサイトを削除した³⁹。

オ 州レベルの気候関連法も標的に

第二次トランプ政権は、州レベルの気候関連法も標的とし、2025 年 5 月、気候変動関連の法律の施行や、気候変動による被害を巡る化石燃料産業に対する訴訟の追求を阻止するため民主党が主導する 4 州を提訴した⁴⁰。

(2) 日本企業への影響

第二次トランプ政権の発足前の 2024 年 12 月初旬以降、米国を中心に Net-Zero Banking Alliance (NZBA) や Net Zero Asset Managers (NZAM) からの脱退が相次ぎます。但し、NZBA や NZAM を脱退した企業が脱炭素社会実現の活動を一切取りやめたわけではない⁴¹。

第二次トランプ政権による環境規制見直しにより、日本の自動車業界にも影響が予想されます。前政権によるインフレ削減法(IRA)で制定された EV 税額控除は 2025 年 9 月末で打ち切られ⁴²、二酸化炭素(CO₂)排出やゼロエミッション車(ZEV)規制未達時の罰金も事実上廃止されました。

以上のとおり、米国連邦レベルでは気候変動対策に逆行する動きが続いているが、米国大手テック企業によるボランタリー・カーボン・クレジット(VCC)への投資継続や RE100 の推進、米国に拠点を置く VCC 大手の Verra による活動が継続及び拡大する⁴³等、ボランタリー市場の動きは引き続き活発である。日本企業としては、米国において気候変動関連の新規投融資を行う際には規制動向に注意を払いつつ、活性化するボランタリー市場による投資機会を含めて多角的な観点から米国市場を見る必要があろう。

3. EU の動向

(1) 気候変動規制の緩和全般

EU 域内では、気候変動対策を巡る規制の緩和が顕在化している。EU はこれまで、2019 年 12 月に欧州委員会(EC)が策定した欧洲グリーン・ディール(European Green Deal。以下「EGD」という。)のもと、2050 年までの GHG 排出実質ゼロを目指してきた。

これに対し、2024 年 9 月に公表された「欧洲の競争力の未来」(いわゆるドラギレポート)⁴⁴では、EU の競争力強化を重視する必要性が説かれた。また、2025 年 2 月に公表された「競争力コンパス」⁴⁵では、EGD 政策を推進しつつも、競争

38 <https://www.clf.org/blog/attacking-noaa-and-the-epa-can-they-do-that/>

39 <https://www.theguardian.com/us-news/2025/jul/10/national-climate-assessment-published>

40 <https://jp.reuters.com/markets/commodities/5L5PLNYGKJJN3A67EPG56VMCMM-2025-05-02/>

41 <https://www.am-one.co.jp/warashibe/article/chiehako-20250422-1.html>

42 <https://www.cnbc.com/2025/07/10/trump-big-beautiful-bill-ends-7500-ev-tax-credit-time-to-buy-vehicle.html>

43 例えば、2025 年 11 月 12 日、Verra・Gold Standard・シンガポール政府は、ボランタリー・カーボン・クレジット(VCC)とパリ協定 6 条 2 項の関係性に関する「6 条 2 項クレジットプロトコル」を公表しており、VCC の仕組みがパリ協定 6 条 2 項と接続することで、より一層 VCC 市場が活性化することが期待される(下記リンク参照)。

https://verra.org/singapore-gold-standard-and-verra-publish-article-6-2-crediting-protocol/?utm_source=substack&utm_medium=email

44 https://commission.europa.eu/topics/eu-competitiveness/draghi-report_en

45 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_339

力強化、より具体的には特に規制の簡略化や産業支援を推し進めるための具体的な施策を明らかにした。さらに、2025年3月には、競争力強化と脱炭素の両立により焦点を当てた「クリーン産業ディール」⁴⁶が発表されており、これらの背景には、脱炭素移行コストの増大による産業競争力への懸念や、エネルギー安全保障の懸念が国際レベルで高まっていることが影響しているものと考えられる。

2025年7月には、EU気候法の改正案が公表された⁴⁷。特に、新たに2040年までのGHG排出削減目標である1990年比90%減を設定したことに加え、CCSやカーボン・クレジットの活用を認める案が含まれている点が注目される。パリ協定6条においては国家間の削減量(クレジット)の移転を認めているが、同条に基づくEU域外のカーボン・クレジットが、EU域内の1990年比GHG排出量の最大3%まで適用可能とすることが提案されている。

このような気候変動対策規制の緩和を推進する動きはこれにとどまらず、2025年7月、EUは環境関連法規の枠組みを対象に、手続や報告義務の簡素化に向けた協議会を開始した。報告義務を課す企業の範囲縮小等が論点とされ、同年9月まで意見募集が実施された⁴⁸。今後、提出された意見を踏まえ、簡素化を具体化するための法案が検討される予定となっている。

(2) CBAMの緩和

CBAM(CBAM:Carbon Border Adjustment Mechanism)は、対象部門の輸入品(鉄鋼(ボルトやナット、ねじの川下製品も含む。)、セメント、電力、肥料、アルミニウム、水素の6品目。)を対象として、その製造過程で排出された炭素量に応じた価格を課す炭素国境調整制度である。欧洲排出量取引制度(EU-ETS:European Union Emissions Trading System)の規制強化に伴う炭素リーケージの防止を目的としている。

上記III.3.(1)で紹介した競争力強化を重視する傾向と同様に、EU域内の競争力強化、経済・投資の促進を目的として、CBAM規則の簡素化がこれまで議論されてきた。そして、2025年10月17日、CBAMの簡素化に関する改正規則がEU官報に掲載され、同月20日に発効された⁴⁹。

同改正規則において、特に注目されるのは、新たなCBAM適用除外基準の採用である。より具体的には、CBAM対象製品(測定が困難等の理由から、水素と電力を除く。)の年間輸入総量が50トン未満の事業者が制度対象外となる。これにより、中小企業等の約182,000の輸入業者が制度対象外となる一方で、改正後であっても対象輸入品によるGHG排出量の99%は制度対象に含まれることになる。

そのほか、同改正規則は、対象事業者はデータ収集プロセスや第三国で支払った炭素価格の控除についても簡素化に含まれている。制度対象者に対して課せられていた、毎四半期末に排出量の80%のCBAM証書を保持するという義務は、50%に緩和された。なお、当初2026年1月に販売が開始される予定であったCBAM証書は、販売開始が2027年2月へ延期されることとなり、制度対象者は2026年の輸入分に適用可能なCBAM証書を翌年2月以降に購入することになる。

4. ボランタリー市場

民間団体の発行するボランタリー・カーボン・クレジット(VCC)とは、GHG排出削減・除去量を単位化した民間発行のクレジットである。排出量取引制度であるベースライン&クレジットメカニズムの先駆けとなったのは、1996年に米国で創設された民間団体のAmerican Carbon Registry(ACR)で、その後、米国外でのプロジェクトを対象とするVerified Carbon Standard(現VCS)やGold Standardが加わり、企業のスコープ1~3の対策等に利用してきた。VCCは、企業の自主的取組での利用のほか、「国際航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム(CORSIA)」、米国カリフォルニア州での排出量取引制度、コロンビア・南アフリカ共和国の炭素税制度でも条件付活用が認められるようになったことも追い風となる。

46 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_550

47 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_1687

48 https://environment.ec.europa.eu/news/feedback-request-simplification-environmental-legislation-2025-07-22_en

49 [Officially published: Simplifications for the Carbon Border Adjustment Mechanism \(CBAM\) - Taxation and Customs Union](https://www.cabinet-office.go.jp/governance/governance_reform/green_governance/green_governance_measures/carbon_taxes_and_subsidies/carbon_taxes_and_subsidies_cambam.html)

なり、2017年頃から発行量と価格が上昇し、2024年には世界的なカーボン・クレジットの市場規模は1,148億米ドルに達している。

2024年11月のCOP29において、温室効果ガス(GHG)の排出削減量を国際的に移転する「市場メカニズム」について規定したパリ協定6条⁵⁰の詳細事項が、締約国によって合意され、完全運用化が達成されたところ、海外市場では既に海外NGOが認定発行する海外ボランタリー・カーボン・クレジット(以下「海外VCC」という。)の取引が活発に行われている。一方、その品質や信頼性への疑念、グリーンウォッショ(見せかけの環境対策)批判も強まり、市場の健全性が問わされている。なお、例えばRE100⁵¹やCDP⁵²等の民間イニシアチブを踏まえて民間企業が自主的にVCC等を購入する市場は「ボランタリー市場」と言われ、EUETSやGXETS等に基づく法的義務に基づいて企業が排出枠や適格カーボン・クレジット等を購入する市場を「コンプライアンスマーケット」と言われるため、以下ではこの分類に基づいて解説する。

以下、ボランタリー市場における海外VCCの品質を担保するための取組の一部を紹介する。

(1) ICVCM

ボランタリー市場におけるガバナンス機関の一つに、ICVCM(The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)が存在する。ICVCMとは、カーボン・クレジット、とりわけ、海外VCCのクレジットの品質要件を設定する独立民間機関である。同機関は、海外VCCのうち「質が高い海外VCC」であることを担保する基準として、Core Carbon Principle(以下「CCP」という。)を公表している。ICVCMが公表するCCPは、民間機関が提供する高品質VCCの基準の一つに過ぎないとも言えるが、ボランタリー市場においては一定の権威を有しており、CCPを遵守しているVCCは「CCP適格(CCPEligible)」となり、一定の信頼性が付与される。

ICVCMの公表資料によれば、海外VCC市場のマーケットシェアが大きい海外VCCであるVerra認証のもの及びGold Standard認証のものについてCCP適格が認められるに至った。2024年末時点で、発行団体の適格性が認められたものは6件で、適格性が認められた算定方法は植林プロジェクト、ゴミ処分場からのメタン回収、メタンガスの漏洩防止、オゾン破壊物質の排出削減、森林破壊の防止による排出量削減(REDD+)をはじめ12件で、かかる発行団体と算定方法から発行されるクレジットは、CCP適格と表示することが認められる。

今後は、CCP適格な海外VCCの取引価格がいくらになるか、また、CCP適格VCCについて需要に見合う供給量が確保されるか等が注目される。

(2) CORSIA

国際民間航空機関(ICAO)による国際航空部門における脱炭素のための枠組みであるCORSIA(Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation)は、技術革新、運用改善、持続可能な航空燃料の使用に加えて、オフセットスキームによって国際航空部門の温室効果ガスの排出削減を目指している。国境を越えて活動する国際航空はパリ協定による捕捉が難しいためCORSIAが設けられているところ、直接的には大手国際航空会社が義務対象となる。

CORSIAは2021年から2035年までを3つのフェーズに分け、フェーズごとに参加義務の有無や範囲が異なる。3つのフェーズとは①パイロットフェーズ(2021年から2023年)、②第1フェーズ(2024年から2026年)、③第2フェーズ(2027年から2035年)であり、現在は第1フェーズの段階にある。第1フェーズでは、大手国際航空会社は、自発的に参加した国間の航路について温室効果ガス削減義務があるところ、下記アの適格カーボン・クレジット(第1フェーズ)によるオフセットが認められ、主要な航空会社によるCORSIAでのオフセット義務の達成のための大規模なクレジット需要が今後も見込まれる。CORSIAは、本来的に国際航空セクターのみに適用されるルールであるが、ICVCMのCCPと同様に、VCCの

⁵⁰ パリ協定6条は、国際的な協力によってGHGの排出量削減や除去対策を実施するための「市場メカニズム」を規定したもので、2項で二国間クレジットなどの協力的アプローチ、4項で国連が管理する多国間のメカニズム、8項で非市場型のメカニズムについて定めている。COP29では、GHG削減量をクレジットとして移転する際に必要な締約国の承認や報告方法、クレジットを記録するための登録簿の相互接続性等を決定した。今後は、パリ協定6条に基づき、GHGの排出量削減に関する官民の国際協力の拡大が期待される。

⁵¹ <https://www.there100.org/>

⁵² <https://www.cdp.net/ja>

品質を確保する基準として、ボランタリー市場全体に影響を及ぼしていると言える。

本稿執筆時点において、129か国が参加しており、これにより国際線の大部分が CORSIA に服している。なお、第2フェーズでは、すべての加盟国の参加が義務化される予定となっている。

ア 適格カーボン・クレジット(CORSIA Eligible Units)

従前より、Verra、Gold Standard を含む多くのカーボン・クレジットが適格カーボン・クレジット(パイロットフェーズ)として認められていたが、2024年10月には、新たに Verra、Gold Standard が CORSIA 適格カーボン・クレジット(第1フェーズ)として認められるに至った。CCP 適格の議論と同じく、今後、CORSIA 適格な海外 VCC の取引価格がいくらになるか、また CORSIA 適格な海外 VCC について需要に見合う供給量が確保されるか等が注目される。

イ CORSIA 適格燃料(CORSIA Eligible Fuel)

航空事業者が、持続可能な航空燃料(SAF)や低炭素航空燃料(LCAF)の使用によるオフセット義務の削減を主張するためには、当該燃料が CORSIA 適格燃料と認められたものでなければならない。なお、燃料が CORSIA 適格燃料と認められるのは、①RSB (Roundtable on Sustainable Biomaterials) 又は②ISCC (International Sustainability and Carbon Certification)の持続可能性認証スキーム(SCS)による認証を受けた場合である。

(3) SBTi

Science Based Targets initiative⁵³ (以下「SBTi」という。)は、企業がネットゼロ目標を設定するための科学に基づく基準を定めるもので、いわゆるボランタリーイニシアチブの一つであるが、多くの企業が参加しているボランタリー市場における影響が大きい。2025年3月、SBTi は同基準の改定案(Version 2.0)⁵⁴を公表しているところ、「スコープ1乃至スコープ3の各スコープに対して個別目標を設定する必要あり」等の規制強化の動きもあり、Version2.0に関する議論の進捗が注目される。

5. 国際的な気候変動関連訴訟・グリーンウォッシュに関する最新動向

欧米をはじめとした海外において、気候変動・グリーンウォッシュ(見せかけの環境対策)に関連する訴訟、紛争、勧告等の動きが活発化している。わが国の企業にとっても、将来的な気候変動に関する訴訟リスクや政策動向等を予測・検証する上で参考になる。以下では近時の事例をいくつか紹介する。

(1) ドイツ | 農民 v. 電力会社⁵⁵

2015年11月、ペルーのワラス(Huaraz)在住の農民が、ドイツ最大の電力会社である RWE に対して訴訟を提起し、RWE が多量の温室効果ガス(GHG)を排出し、気候変動に故意に寄与したことにより、ワラス近郊の山岳氷河の融解に対して一定の責任を負うと主張した。2025年5月、裁判所は請求を退けつつも、大規模排出者は、原則として自らの排出による影響についてドイツ民法上の責任を問われ得る、特に、財産への侵害が差し迫っていると認められる場合、CO₂排出者には予防措置を取る義務が生じる可能性がある、と判断した。この判決は、気候変動被害に対して民間企業の責任を認め得る法理を初めて明文化した事例として注目を集めている。

53 <https://sciencebasedtargets.org/>

54 <https://sciencebasedtargets.org/developing-the-net-zero-standard>

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SBT_sankou_standard-kaiteian_20250526.pdf

55 https://www.climatecaselaw.com/document/luciano-lliuya-v-rwe-ag_dd33

(2) Verra/Kariba スキャンダル⁵⁶

国際的な炭素クレジット認証機関の米 Verra は 2025 年 9 月にジンバブエのカリバ REDD+ プロジェクトに関する詳細な炭素会計レビューを完了し、過剰に発行された約 1,522 万トンの炭素クレジットの取り消しを発表した。併せて、プロジェクト主体の Carbon Green Investments (CGI) に対し補償を求める方針を示した。

カリバ・プロジェクトは、森林破壊を回避することで CO₂ 削減効果を生み出す REDD+ (森林減少・劣化からの排出削減) の仕組みを活用した大規模事業として注目を集めたが、同プロジェクトは 2023 年 10 月、米誌ニューヨーカーが不正疑惑を報じたことを受けて認証が停止されていた。

Verra の検証によると、同プロジェクトは当初約 4,196 万トンの排出削減・吸収量 (ERRs) を認証していた。このうち約 2,682 万トンが取引可能な炭素クレジット (VCUs) として発行され、企業のカーボン・オフセットなどに利用されていた。しかし、今回の炭素会計レビューで、プロジェクトの参考地域における実際の森林破壊が当初の予測を大幅に下回っていたことが判明した。この差異により、発行済みクレジットの約 57% にあたる約 1,522 万トンが過剰発行だったことが明らかになった。

Verra は、CGI に対して過剰発行分約 1,522 万トンの補償の要求を含め、複数のは正措置を実施する。さらに、Verra は、炭素会計の見直しとは別に品質管理レビューを行い、地域コミュニティとの利益分配の透明性及びガバナンス構造などの複数の論点について判断を行う。

(3) 国際司法裁判所による気候変動勧告

国際司法裁判所(以下「ICJ」という。)は、2025 年 7 月 23 日、気候変動に関する国家の義務について勧告的意見を発表し、岩澤雄司裁判所長が読み上げを行った⁵⁷。この勧告的意見の中で、ICJ は、国家には GHG の排出から環境を守る義務があり、この義務を履行するために相当の注意を払うとともに、協力して行動する義務があると判断した。この義務の中には、気候変動に関するパリ協定に基づく、地球温暖化を産業革命以前の水準と比べて 1.5 度に抑える義務も含まれる。さらに、ICJ は、もし国家がこれらの義務に違反した場合には法的責任を負い、不法行為の中止、再発防止の保証、そして、状況によっては全面的な補償を求められる可能性があると判断した。ICJ は、今回の判断の根拠として、国連加盟国による環境及び人権に関する諸条約へのコミットメントを挙げている。

今回の勧告的意見の背景には、2021 年 9 月、太平洋島嶼国であるバヌアツによる、気候変動に関して ICJ の勧告的意見を求める意向の表明がある。バヌアツの意向表明は、島嶼国が気候変動に対処すべく行動を起こす必要があることを主張する、若者たちの団体「気候変動と闘う太平洋島嶼国の学生たち (Pacific Island Students Fighting Climate Change)」に触発されたものである。

国連のアントニオ・グテレス事務総長は、今回の勧告的意見について、「私たちの地球、気候正義、そして変化をもたらす若者たちの力にとっての勝利だ」と歓迎するメッセージを公表している。事務総長は、勧告的意見の発表される前日に、国連加盟国に向けて特別演説を行い、再生可能エネルギーへの世界的な移行は止められないと強調したばかりであった。一方で、気候変動対策は各国の政治問題と直結しており、米国における第二次トランプ政権のように気候変動対策に真っ向から反対する政府も存在する。ICJ 勧告を踏まえた上で、COP30 等の国際会議において気候変動関連投融資を後押しする合意がなされることを期待したい。

56 <https://verra.org/verra-acts-on-kariba-project-cancels-excess-credits-advances-independent-review/>

57 <https://www.icj-cij.org/sites/default/files/case-related/187/187-20250723-adv-01-00-en.pdf>,
<https://news.un.org/en/story/2025/07/1165475>

(4) 日本企業の留意点

上記のとおり、海外における気候変動・グリーンウォッシュ（見せかけの環境対策）に関するリスクは増大している。例えば、海外市場でカーボンニュートラル商品やサービスを展開する場合には、「カーボンニュートラル」と主張する根拠として CCP 適格や CORSIA 適格の海外 VCC を活用する等により、当該リスクに備える必要がある。

IV. おわりに

カーボン・クレジット関連規制への対策は、上記のとおり各種規制リスクや訴訟リスク等を伴うものであるが、一方で GHG 排出削減技術やプロジェクトへの投融資を拡大する等により新たなビジネスを生み出すこともできる。企業としては、まずは自社及びサプライチェーンの GHG 排出量を把握した上で 2030 年又は 2050 年に向けての GHG 排出削減目標を立て、これを国内外の投資家にアピールすることで ESG 投融資を呼び込むこともできる。2026 年度の義務的排出量取引制度開始を前に、攻めの経営としての脱炭素戦略の策定が望まれる。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 宮川 賢司 (kenji.miagawa@amt-law.com)
弁護士 高田 慧 (kei.takada@amt-law.com)
弁護士 香川 遼太郎 (ryotaro.kagawa@amt-law.com)
弁護士 新庄 紗 (aya.shinjo@amt-law.com)
弁護士 青木 友貴 (tomoki.aoki@amt-law.com)
弁護士 岩切 太輝 (taiki.iwakiri@amt-law.com)
弁護士 大塚 ゆきの (yukino.otsuka@amt-law.com)
弁護士 島 崇 (ryo.shima@amt-law.com)
弁護士 新保 裕太郎 (yutaro.shimbo@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。